

自動除菌おしぼり機「fromG-Hand」 レンタル約款

株式会社ジーエイト（以下「貸與人」という。）が所有する自動除菌おしぼり機「fromG-Hand」のレンタル申込みをされたお客様（以下「賃借人」という。）に対し、レンタルに関するレンタル約款が適用されるものとする。

第1条（契約の趣旨）

賃借人は賃借人に対し、レンタル物件を貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

第2条（レンタル期間と解約）

- レンタル物件のレンタル期間（本契約の期間）は別紙「レンタル申込書」記載のとおり1年間からとする。
- 解約は賃借人が賃借人にその旨を通知した月の末日を終了日とする。
- 1年未満で解約するときは、1年間満了日までの残りの月数分のレンタル料を支払うものとする。
- レンタルの開始や終了において、レンタル料は日割り計算は行わない。

第3条（賃料）

- 賃借人は、賃借人に対し賃料を別紙「レンタル申込書」に定める金額、期日及び方法で支払うものとする。
- 賃借人は、レンタル期間中において、レンタル物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、賃借人に対し、当該期間の賃料を支払うこととする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由によるレンタル物件の瑕疵や不具合等により、賃借人がレンタル物件を使用できない場合、第5条の検収後であっても、賃借人は当該期間中の賃料の支払いを免れるものとする。

第4条（レンタル物件の運送、返却）

- 賃借人は、レンタル物件を賃借人指定の運送受託人に引き渡し、賃借人に運送し、レンタル物件を別表記載の引き渡し期限までに賃借人に引き渡す。
- 賃借人は、レンタル期間満了日までに、賃借人指定の運送受託人を利用し、賃借人指定の場所にレンタル物件を返却しなければならない。
- 引き渡し及び返却に関する運送費等の諸費用は、賃借人の負担とする。
- 本契約に定められた他の規定にかかわらず、レンタル物件の搬出・運送・積み下ろしなどにともなう事故により生じた損害は、賃借人の負担とする。

第5条（レンタル物件の検収、引渡し）

- 賃借人は、レンタル物件を受領後、直ちにレンタル物件の規格・動作確認等について検査をし、レンタル物件に瑕疵がないことを確認するものとする。もし、レンタル物件に瑕疵や不具合等を発見した場合には、直ちにその旨を通知しなければならない。レンタル物件受領後3日以内に当該通知が賃借人に到達しない場合、またはレンタル物件の使用を開始した場合には、レンタル物件は検査に合格したものとみなす。
- 賃借人が、賃借人から前項の通知を受けたときは、その責任において速やかにレンタル物件を修理するか、または代替のレンタル物件を引渡すものとする。なお、前項に定める期間に当該通知が賃借人に到達しない場合には、賃借人は前文の措置を取らない。
- レンタル物件は、第1項の検査に合格したときに、引き渡されたものとする。

第6条（レンタル物件の使用、保守）

- 賃借人は、レンタル物件の引き渡しを受けたときから別紙「レンタル申込書」記載の設置場所においてレンタル物件を使用することができる。この場合、賃借人は通常の業務のため善良な管理者の注意をもって使用するものとし、正常な機能を保つための保守、点検、整備を行い、その費用を負担する。
- 原則レンタル物件は、1施設に対して1台とする。
- レンタル期間中の消耗品の補充は、当社指定の専用製品を使用する。

第7条（禁止事項）

賃借人は以下の行為をしてはならない。

- レンタル物件を、本来の用途以外に使用すること。
- レンタル物件を、別紙「レンタル申込書」に定める設置場所以外の場所で使用すること。
- レンタル物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること。
- レンタル物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
- レンタル物件を複製すること、あるいは模造品や類似品を製造すること。
- レンタル物件を、第三者に使用させること、本契約に基づく賃借権を他に譲渡すること、またはレンタル物件を第三者に転貸すること。
- レンタル物件について、質権・抵当権・譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
- レンタル物件に表示された所有者の表示標識を抹消したり取り外したりすること。

第8条（通知・報告事項）

賃借人は、住所を移転したとき、代表者を変更したとき、または事業の内容に重大な変更があったときはその旨を賃借人に書面にて通知する。

第9条（秘密の保持）

賃借人と賃借人は、本契約により知り得た情報を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 公知の事実または当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった事実
- 守秘義務を負わない第三者から適法に取得した事実
- 開示の時点で既に保有していた事実
- 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- 法令または政府機関若しくは裁判所の命令により開示が義務づけられた事実。

第10条（損害賠償責任）

- 賃借人は、本契約に違反することにより、賃借人に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他実費を含む）を賠償しなければならない。
- 賃借人がレンタル物件の設置、保管、使用等によって賃借人に損害が生じ、または第三者若しくは賃借人の使用人に損害を与えたときは、賃借人の過失の有無に関わらず賃借人の責任と負担で解決する。

第11条（レンタル物件の損傷、滅失、毀損）

- レンタル期間中にレンタル物件が損傷した場合は、賃借人は賃借人に対し速やかにその旨を通知し、修理を依頼するものとする。また、賃借人は賃借人に対して修理費及び修理期間に相応したレンタル料金を補償金として、支払うものとする。ただし、賃借人の責による事由でレンタル物件が正常に動作しない場合には、賃借人の負担により修理または交換する。賃借人は、これ以外に瑕疵担保責任を負わない。
- レンタル期間中にレンタル物件が滅失、盗難、または損傷して修理不能となったときは、賃借人は賃借人に対し書面でその旨を通知し、直ちに別表記載の損害賠償金、または時価相当額を賃借人に支払う。

第12条（契約の解除）

賃借人は、賃借人が次のいずれかに該当したときは、通知・催告を要せずこの契約を解除することができるものとし、本契約が解除されたときは、賃借人は、賃借人にレンタル物件を返還しなければならない。

- 本契約に定める条項に違反したとき。
- 賃借人が賃料等の支払いを怠ったとき。
- 賃借人がレンタル物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは定められる使用方法に違反したとき。
- 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立または手形交換所の取引停止処分あるいは租税公課の滞納処分を受ける等の事由が生じたとき。
- 支払い停止、支払不能の状態に陥り、または、破産、民事再生手続き、会社更生手続き等の申立を受け、もしくは自らこれらの申立をしたとき。
- 監督官庁よりその営業の許可の取り消しを受け、また営業を停止し、もしくは廃止したとき、または解散、組織変更の決議をしたとき。
- 前各号の他、資産、信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2ヶ月以上未使用であることが判明したとき。
- その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

第13条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 賃借人及び賃借人は、自社及び自社の親会社、子会社等の関係会社、役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力のいずれでもなく、また反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
- 賃借人及び賃借人は、相手方が前項の規定に違反していることが判明した場合、当該相手方に対する通知催告をなんら要せず、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、当該相手方に対し、当該違反により自己に生じた損害賠償を請求できるものとする。
- 賃借人及び賃借人は、相手方が第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、相手方に書面により通知することにより、本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとする。

第14条（合意管轄）

本契約に基づく賃借人及び賃借人間の紛争に関する管轄裁判所は、被告の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（協議事項）

この契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、賃借人及び賃借人双方協議の上誠解決する。

第16条（買取特約）

賃借人は賃借人と別途協議の上、レンタル物件を買い取ることができる。